

3 循環型社会の形成

～「もったいない」を大切にして、信州が誇るライフスタイルを～

【目標】

将来にわたって安定的に循環型社会を形成していくためには、廃棄物の発生を抑制することが重要であり、レジ袋無料配布中止によるマイバッグ使用の推進や食べ残しの削減、長寿命化製品の選択・利用などの身近な取組により、県民一人ひとりに動機付けを行うとともに、技術指導や研修会の開催など、事業者による廃棄物の発生抑制を支援します。

また、不要となったものについては、資源物としての分別を進め、環境への負荷の少ない方法による再資源化を推進するなど、適切な再使用・再生利用の一層の促進を図ります。

さらに、講習会や立入指導などの個別指導により廃棄物の適正処理を推進するとともに、パトロール・通報制度・啓発活動など、監視活動の強化により不法投棄を防止し、生活環境の保全と廃棄物処理に対する県民の信頼を確保します。

(1) 廃棄物の発生抑制・再資源化の推進

重点施策

ア 廃棄物の発生抑制の推進 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 身近な取組を契機とした生活全般における発生抑制の推進
 - ・ レジ袋の無料配布中止を県内全域で展開することにより、マイバッグの持参率を高めます。
 - ・ 事業系の一般廃棄物の排出量のうち、約3割を占める生ごみについて、飲食店などでの食べ残しを減らす取組や、家庭における生ごみの発生を抑制する意識の向上に向けた取組を進めます。
 - ・ ひとつの製品を長く使い続けることが、結果として廃棄物の抑制につながることから、県民の長寿命化製品の選択・利用への理解を深め、普及啓発を推進します。
- 一般廃棄物処理の有料化制度の推進
 - ・ 市町村が一般廃棄物を処理する際に手数料を徴収する「有料化」について、未導入市町村（H23. 3.31 現在 19 市町村）に対し、優良事例の情報提供や技術的な支援を行い、有料化による廃棄物の発生抑制を推進します。
- 排出事業者の発生抑制の支援
 - ・ 多量排出事業者等に提出が義務付けられている「産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画*」などの策定・実施に関する指導等を通して、排出事業者における計画的な取組を支援します。また、提出された処理計画を基に、年度ごとの排出量の推移や業種別の傾向などを分析し、効果的な情報提供を行います。
 - ・ 廃棄物のリサイクル・減量化など環境技術に関する研修会の開催等により、排出事業者における環境技術者の育成を支援します。

イ 資源の循環利用の推進 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

○ リターナブル容器*の使用などリユースの推進

- ・ リターナブル製品の利用・返却・再使用の促進が図られるよう、関係者と連携して普及・啓発に努めます。
- ・ 地域のお祭りやバザー、イベントなどで大量に使用される使い捨て容器の削減について啓発を行います。

○ 各種リサイクル法の円滑な推進

(ア) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

- ・ 県の分別収集促進計画を定め、市町村の分別収集計画を積極的に推進するとともに、ガラス類、缶類、ペットボトル以外の品目の分別収集についても推進します。

(イ) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

- ・ 家庭などから排出される使用済み家電が適正に小売業者に引き渡されるよう、製造者、小売店、市町村と連携して、不法投棄の防止とリサイクルの推進を図ります。

(ウ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

- ・ 国と連携して、食品関連事業者に対するの周知を図り、食品廃棄物などの発生抑制と再生利用を促進します。

(エ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

- ・ 解体の元請事業者に対し、適切に再資源化が行われていることの確認を行うとともに、建設系廃棄物の受入事業者などの情報提供を行います。また、不法投棄の多くが建設系廃棄物であることから、排出事業者への指導の徹底を図るとともに、立入検査・パトロールを実施します。

(オ) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

- ・ 関係事業者の登録・許可事務について、適正な運用を図ります。また、地球温暖化防止のため、カーエアコンからのフロン類の回収が適正に行われるよう促進します。

(カ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)

- ・ 使用済み小型家電の適正な処理及び小型家電に含まれる有用金属などの再資源化を促進します。

○ 生ごみや^{せん}剪定枝のリサイクルなど自主的なリサイクルの推進

- ・ 生ごみの水切り作業や自家処理による有効利用等、廃棄物減量の取組事例を情報提供します。
- ・ ^{せん}剪定枝を堆肥化やチップなどの資源物として有効利用する取組を推進します。

ウ 排出抑制・再資源化の総合的な取組 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

○ 一般廃棄物の3Rの推進

- ・ 市町村の「ごみ処理基本計画」などに基づき、資源ごみの分別収集を進めます。
- ・ 事業系の一般廃棄物のリサイクル率の向上に向けて、「事業系紙類資源化への手引き」

の普及、事業系紙類の資源化の啓発に努めます。

○ 産業廃棄物の3Rの推進

- ・ 産業廃棄物の排出事業者又は処理業者との「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定*」を推進し、事業者は協定に基づき産業廃棄物の3Rと適正処理を一層進めるとともに、県はその取組を公表し、普及・拡大を図ります。
- ・ 産業廃棄物の減量化・リサイクルに詳しい産業廃棄物3Rアドバイザーによるアドバイスや事例紹介などにより、3Rの取組水準の向上を図ります。

○ 県民総参加による3Rの推進

- ・ 県民意識を高めるため、分別・リサイクル体験や施設見学などを盛り込んだ実践講座の開催、各種美化キャンペーンの実施、地域における3Rの取組の紹介等、県民や事業者の自主的な実践活動を支援します。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

ア 廃棄物の適正処理の推進 [推進主体：県、市町村、事業者]

○ 一般廃棄物の適正処理の確保に向けた市町村支援

- ・ 市町村が一般廃棄物処理計画を策定又は改正する場合は、必要な助言を行うとともに、策定又は改正された時には内容を把握の上、支援施策を立案します。
- ・ 市町村の一般廃棄物会計基準*の導入に向け、国のガイドラインの説明や情報提供に努めるとともに、国に対して費用分析手法やシステムの充実を要望します。

○ 産業廃棄物管理票*制度の適切な運用の促進

- ・ 講習会・研修会・立入検査などを通じて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の周知を図り、産業廃棄物の適正処理を徹底します。また、事務の効率化が可能な電子マニフェストの使用を普及・啓発します。

○ 産業廃棄物の県外流出・県内流入の調査

- ・ 産業廃棄物の県外への流出量と県内への流入量の把握に努めるとともに、最終処分場への立入検査時には、県外産業廃棄物を最終処分する場合に必要な事前協議が適正に実施されているか確認を行います。

○ 特定有害産業廃棄物の適正処理の推進

- ・ ポリ塩化ビフェニル*廃棄物処理計画に沿って適正処理を推進するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて中小企業者への処理費用を支援します。
- ・ 廃石綿*や石綿含有廃棄物が法律や国のマニュアル等を遵守して適正に処理されるよう、立入検査などにより排出事業者及び処理業者への指導を徹底します。

イ 不適正処理・不法投棄防止等の監視指導

[推進主体: 県、市町村、県民、事業者、関係団体]

○ 排出事業者・処理事業者への監視指導

- ・ 立入検査計画により、排出事業者や処理事業者に対して年間を通じて立入検査や行政検査を行うほか、不適正な処理に対しては重点的かつ集中的に厳正・厳格な監視指導を行います。また、立入検査などをより効果的かつ確実に行うため、立入検査職員に対して必要な研修を行います。

○ 放置廃棄物への対応

- ・ 放置された産業廃棄物については、行為者に対して撤去の指導を粘り強く行うほか、周辺環境への影響調査や必要に応じ一時保全を行います。

○ 不法投棄防止のための体制

- ・ 県下に配置している不法投棄監視連絡員による定期的なパトロールを行うとともに、廃棄物監視員・指導員による夜間パトロール・スカイパトロール・産業廃棄物収集運搬車両の点検・確認を実施します。
- ・ 地方事務所単位に設置している市町村・関係団体などで構成する不法投棄防止対策協議会により、普及啓発やパトロールを実施します。
- ・ 不法投棄防止ウィークに合わせ、市町村などと連携して不法投棄防止のためのパトロールや啓発を行います。

○ 県民参加による不法投棄情報の収集

- ・ 県に設置している不法投棄ホットラインを通じて、24時間体制で不法投棄情報の収集に努めます。
- ・ 関係団体や事業者との間で締結した不法投棄の情報提供に関する協定に基づき、協定を締結した関係団体から、その業務内で発見した不法投棄情報の収集に努めます。

○ 市町村への不法投棄情報の提供

- ・ 県が収集した各市町村の取組に有為な防止対策や不法投棄に関する情報について、「不法投棄情報ながの」を通じて提供します。

＜達成目標＞

目標名	基準値	目標値 (H29年度)
1日1人当たり一般廃棄物排出量	862 g / 人・日 (H22年度)	800 g / 人・日
産業廃棄物総排出量	3,709 千t (H20年度)	3,600 千t
産業廃棄物減量化・適正処理実践協定 協定締結事業者数	135 者 (H23年度末)	200 者 (H29年度末)
建設副産物（アスファルト・コンクリート 塊）の再利用率	98.8% (H20年度)	100%
建設副産物（コンクリート塊）の再利用率	97.4% (H20年度)	100%

レジ袋削減による効果

レジ袋の無料配布中止などにより、長野県全域でのマイバック持参率が現在の約50%から90%となれば、大きな効果が得られます。

- ・ごみ 1,664 t 減量（1枚 8 g）…2,774 世帯分の年間ごみ排出量に相当
- ・原油 3,806kℓ 節約（1枚 18.3mℓ = おちょこ 1 杯分）
…200ℓ ドラム缶で富士山 4.5 個分の高さに相当
- ・CO₂ 12,688 t 削減（1枚 61g）…2,307 世帯分の年間排出量に相当